

戊申詔書の発布と奉体

窪 田 祥 宏
(日 本 大 学)

はじめに

明治5(1872)年の「学制」を一大契機として始まったわが国の近代学校とその教育の建設作業は、同10年代における試行錯誤を経て20年代から30年代にかけてほぼ完成し、その基本を決定した。およそ30年を要して構築されたわが国の近代教育体制は、「天皇制教育」をその本質とした。従って、大日本帝国憲法下においては、国家元首として統治権を総攬する天皇の詔勅は、天皇即国家意思を表明した公文書として、また国務その他に関する一大規範として存在し、国政を通じて強力にその徹底が図られた。

近代国家の建設を強力に推進した明治期には、実に多くの詔勅が発せられた。主なものだけでも200篇を超えている。そのうち、教育に直接関わる重要な詔勅として、明治23(1890)年の教育勅語と同41(1908)年の戊申詔書がある。前者の教育勅語については、戦前・戦後にわたって多くの研究者によってその成立・内容・奉体等に関する研究が進められ、もはや余程有力な新史料が発掘されない限り、先行の業績を超えることはむずかしい状況にある。こと教育勅語については、そこまで研究が進んでいるのである。

これに対して、戊申詔書に関する教育史的研究は少なく、これまでほとんど手つかずの状態におかれてきたといっても過言ではない。尾崎ムゲン氏の「戊申詔書と教育」(『季刊日本思想史』No.7所収)は数少ない先行研究の一つである。が、尾崎論文にも「詔書」成立の経緯については、研究の基本となる史料が十分でないとしてごく簡単にしか論及されていない。

また、戊申詔書は『官報』に公示された発布の時点では、単に「詔書」であって、戊申詔書という名称はなかった。一体、いつから「詔書」が「戊申詔書」と公称されるようになったのか、その命名者は誰か、これらのことは依然謎に包まれたままである。さらに、その奉体は実際どのように行われたのか。このことも解明を要する問題である。

先にも指摘したように、日本近代教育の本質を「天皇制教育」と捉えれば、戊申詔書は教育勅語と同様に明治国家体制を支える重要なイデオロギーとして注目しなければならない性質のものである。とくに日露戦争後の日本帝国主義形成期における国民教化政策を検討するには、見逃すことのできない基本的文書である。

本論文は、以上のような認識に立って、戊申詔書をめぐるいくつかの未詳の問題にスポットを当て、その解明を試みたものである。なお、本論文は昭和62年10月、北海道大学で開催された教育史学会第30回大会において発表した内容に加筆し、若干の修訂を施したものである。

1. 日露戦後における文部省の教育方針

明治37・8（1904・5）年の日露戦争は、近代日本の歴史に新たな段階を画する重大な出来事であった。新たな歴史的段階とは、いうまでもなく帝国主義時代の到来である。屍山血河の激しい戦いの結果、日本は英米等の援助を得て大強国ロシアに勝利した。かくして南樺太・台湾（日清戦争で奪取）・朝鮮を植民地として従え、それに十数倍する南満州を半植民地の勢力圏とした日本は、東アジアにおける最強の帝国主義国家となった。

しかし、戦時における莫大な負債（13億円余）を抱えて「列強」の列に加わり、「国運の発展」を期することは容易ならぬことであった。帝国主義世界体制の中で大日本帝国の発展をどう進めるか、これこそ時の政府の最大の課題であった。「平和克復」時における第1次桂内閣の文相久保田 譲は、10月18日長文の訓令を発し、「戦後教育ノ経営ハ実ニ国家ノ急務ト謂フヘシ」と述べ、その教育において特に留意すべき「要目」を指示し、教育関係者に一層の「奮励努力」を要請した。それは次の通りである⁽¹⁾。

忠君愛国ノ精神ハ我国体ノ精華ニシテ国民ノ特長タリ今回ノ戦役ニ当リ陸海軍人カ皆死ヲ決シテ勇敢ニ奮闘シ一般国民カ挙国一致其後援ヲ為シ内外相応シ終始一貫シテ赤誠奉公以テ能ク開戦ノ目的ヲ貫徹スルニ努メタル皆此精神ノ発現ニ外ナラス教育ノ事ニ当ル者ハ宣シク深ク茲ニ鑑ミ常ニ此精神ノ涵養ニ努メ此精神ヲ基礎トシテ諸般ノ教育ヲ施シ平時ニ在リテハ国民ヲシテ挙国一致平和的国運ノ発展ニ尽サシメ又一旦緩急アレハ義勇公ニ奉スルノ実ヲ挙ケシムルノ用意ナカルヘカラス
国本ノ培養ニ就キテハ向後一層国民ノ努力ヲ要スルモノアリ国本培養ノ方法ハ一ニシテ足ラスト雖モ亦本源ニ至リテハ主トシテ教育ニ由ラスンハアラス其局ニ当ル者ハ鋭意學術技芸ノ発展ヲ図ルハ勿論実業教育ノ如キ之ヲシテ益々適切有効ナラシムヘク一般教育ニ於テモ正直勤勉忍耐等ノ精神ヲ養成シ進取ノ觀念及労働ヲ尚フノ氣風ヲ助長シ又貯蓄ヲ重スル習慣ヲ作ラシムヘシ若夫レ向後国民勝ニ徇レテ或ハ安逸遊情ニ傾キ或ハ驕傲奢侈ニ陥ルカ如キコトアラハ啻ニ戦勝ノ結果ヲ没却スルノミナラス国家将来ノ為深ク憂フヘキナリ此ノ如キハ今ヨリ厳ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス（中略）
戦時各地方ニ施設シタル各種ノ記念事業ハ戦争ノ終局ト共ニ廃滅ニ帰セシムヘキモノニアラス益々之カ維持発達ヲ図リーハ以テ永久ノ記念トナシーハ以テ教育上ノ目的ニ利用スルコトヲ怠ルヘカラス（中略）

戦後各地方ニ於テ教育上施設ヲ為スヘキモノニ至リテハ多々之アルヘシト雖モ須ク其情況ニ応シテ事業ノ選択ヲ審ニシ事ノ緩急を稽ヘ宣シキニ從ヒテ国家ノ進軍ニ伴フノ計画ヲ為スヲ要ス又是等積極的経営ヲ為スト同時ニ從來ノ施設中其散漫ニ流ル、モノ、如キハ漸次之ヲ整理シ以テ益々經濟的利用ノ途ヲ講スヘキナリ

これはまさしく、教育における戦後経営の基本方針を示したものであって、そのいわんとするところは、平時においても国民をして戦時と同様強力な「挙国一致」の協力体制を継続させ、そして「平和の国運ノ発展ニ尽サシメ又一旦緩急アレハ義勇公ニ奉スルノ実ヲ挙ケシムルノ用意」をすることであった。

久保田譲に代って第1次西園寺内閣の文相に就任した牧野伸顕は、明治39(1906)年6月8日、次のような注目すべき訓令(第1号)を発した⁽²⁾。

学生生徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ確實ナル目的ヲ持シ刻苦精励他日ノ大成ヲ期スルニ在ル
(中略) 然ルニ近来青年子女ノ間ニ往々意気銷沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修学中ノ者ニシテノ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者ナキニアラスノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ学校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ於テ蔽ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及フ所実ニ測リ知ルヘカラス

社会一部ノ風潮漸ク輕薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書図書ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ノ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ 尠シトセス故ニ学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ムルモノハ之ヲ勸奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス蔽ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス

又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ 往々各所ニ出沒シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ為メ最モ寒心スヘキナリ事ニ教育ニ当ル者宣シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナカルヘカラス (中略) 教育ノ当局者及ヒ学校長教員等ハ克ク本大臣ノ旨ヲ体シ父兄保護者ト協心戮力シテ風紀ヲ振肅シ元氣ヲ作興スルニ努メ学生生徒ハ自ラ修メ己ニ克チ学業ヲ成就スルニ専ニシテ上下胥ヒ率イ以テ教育ノ効果ヲ完ウセムコトヲ期スヘシ

これは日露平和克復からちょうど9カ月を経た時点で出された文部省の重要な指令であるが、ここには当時の時勢・世相の動きが率直に反映されている。対外二大戦争の勝利をテコとする資本主義経済の発達、近代産業のめざましい発展をもたらしたが、同時に、それは必然的に巨大な富と資本を有する有産階級(資本家階級)と自分の労働以外に生計を立てる手段をもたない無産階級(労働者階級)との一層の分化・対立・闘争を惹起した。このような労資の対立(階級闘争)は、明治初年においては日本社会の部分的問題であったが、明治20(1890)年代を起点とする産業革命の進行によって、ようやく重大化・中心化し、賃金労働者の増加(明治27年・50万人→同36年・70万人)とその階級的自覚により、みずから手で生活向上を勝ち取ろうとする労働運動が勃興・生起してきた。それは無権利と貧困に対する挑戦であった。こうした状況を背景に社会主義運動が始まった。明治36(1903)年11月、堺利彦・幸徳秋水は「平民社」をつくり、週刊『平民新聞』を発行して非戦論を展開するなど積極的な活動を行った。歌人・謝野晶子が旅順包囲軍の中にいる弟を歎いて、雑誌『明星』

に「君死にたまふこと勿れ」を発表したのは明治37年9月であった。そして明治39（1906）年2月、堺利彦らが中心となって日本社会党が組織された。先に示した牧野文相の訓令は、日露戦争時以後の日本が直面した深刻な社会・労働問題の広がり、特に社会主義に脅威を感じ、その防御策として出されたものであった。「訓令」の結びにおいて彼は、「国運ニ照シ時弊ニ鑑ミ特ニ茲ニ訓示ス」と述べているが、その「時弊」とは、具体的には上に述べたような社会動向を意味していた。

それから2カ年を経た明治41（1908）年7月、第2次桂内閣が成立し、文相に小松原英太郎が就任した。その翌8月14日、彼は文部省夏期講習会証書授与式に臨んで教育に関する自己の見解をひれき（6項目）したが⁽³⁾、その冒頭において彼は、

一、風紀ノ振肅時弊ノ矯正ニ関シテハ去ル明治三十九年本省訓令第一号ニ於テ事ニ教育ニ当ル者並一般父兄保護者ノ反省ヲ促シタリ爾來茲ニ二年有余苟クモ職ニ教育ニ在ル者ハ能ク訓令ノ旨ヲ守リ教育ノ効果ヲ完ウセンコトニ注意努力シタルヲ疑ハスト雖尚時弊ノ太甚シカラントスルノ情况アルハ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ然レハ職ニ教育ニ在ルモノハ将来一層此ノ点ニ留意シ周到ナル注意ヲ以テ訓育ニ力ヲ尽スハ勿論之カ実効ヲ挙クルニ於必要ナル各種ノ方法ヲ講究シ以テ効果ヲ奏センコトヲ要ス

と述べ、「尚時弊ノ太甚シカラントスルノ情况」にあることを指摘し、「必要ナル各種ノ方法ヲ講究シ以テ効果ヲ奏センコトヲ」要望した。そして続けて

一、教育ノ効果ヲ完ウセント欲スハ学校内ノ訓育ヲ以テ足レリトスヘカラス学校職員ハ常ニ生徒ト近接シテ其ノ指導ヲ誤ラサルコトニ留意シ又生徒ノ家庭ト密接ノ関係ヲ結ビ学校ト家庭ト相待ツテ訓育ノ効ヲ挙ケ又常ニ生徒ノ平素ノ行状ヲ審ニシ其ノ不正ノ慾望ヲ抑制スルコトヲ努メ熱心ニ親切ニ生徒ヲ訓戒指導シテ教育ノ目的ヲ全ウセンコトヲ期スヘシ

一、近來教育學理ノ研究ハ著シク発達セリト雖實際教育ノ方法ニ至リテハ尚改良施設スヘキモノ甚タ多キカ如シ從來学生生徒カ動モスレハ学芸ノ修養ニ専心ナラス為メニ良好ノ成績ヲ収ムルコト能ハサルモノアルハ主トシテ教授法ノ不完全ナルニ因ラスンハアラス故ニ教育ノ局ニ当ルモノハ嘗ニ教科書又ハ参考書等ニ依リテ規程ノ学科ヲ授クルノミニ満足セス進ンテ從來ノ教授方法ヲ改善シ開発ノ主義ニ依リ学生生徒ヲシテ自ラ好ンテ学芸ヲ修メシメ教育ノ効果ヲ一層有力ナラシメンコトヲ要ス

一、修身科教授ノ要義ハ単ニ知識ノ授与ヲ以テ足レリトスヘキニアラス然ルニ從來之カ教授ノ方法ヲ見ルニ往々唯教科書ニ依リテ一場ノ講和ヲ為スニ止マリ情操ノ誘導ヲ疎略ニスルノ傾向ナシトセス為ニ生徒ヲシテ深ク此ノ点ニ留意シ宜シク從來ノ教授方法ニ改善ヲ加ヘ且 勸語ノ趣旨ヲ深ク学生ノ脳裏ニ印象セシムルノ方法ヲ採リ其ノ実効ヲ期スル為ニハ或ハ前賢ノ遺風ヲ欽仰セシメ或ハ先哲ノ志操ヲ崇敬セシム等薰化其ノ宜シキヲ得ルニ努ムヘシ

一、校友会運動会等ニ於テ学生生徒ヲシテ自ラ治ムルノ習慣ヲ養成セシムルハ素ヨリ緊要ノ事ナリト雖之カ為ニ指揮ノ指導ノ周到ヲ欠クキハ放縱ニ流レ或ハ社会一部ノ風潮ニ制セラレ奇ヲ好ミ新ヲ競ウテ知ラス識ラス時弊ニ陥ルコトナキヲ保セス故ニ学校職員タル者宜シク常ニ学生生徒ノ行動ヲ適切ニ指導シ或ハ進ンテ指導ノ機会ヲ作り以テ方嚮ヲ談ルカ如キコト勿ラシメンコトヲ要ス

一、近時青年子弟中往々地方ノ産業ヲ輕視シ漠然タル目的ヲ持シ徒ニ高遠ノ芸術ヲ修メントシテ自ラ其ノ材能ヲ測ラス競ウテ都会ノ地ニ遊学センコトヲ欲シ而モ其ノ志操賢実ナラス動モスレハ奢侈遊惰ノ風ニ感染シ父祖ノ資産ヲ浪費スルヲ意トセサル者アルカ如シ彼ノ自暴自棄ニ陥リテ一生ヲ憂慮煩悶ノ中ニ送ルモノハ多ク此ノ輩ヨリ出ツルモノ、如シ国民教育ノ任ニ当ル者ハ深ク此ノ点ニ留意シ世態ノ実状ト子弟ノ才能トヲ顧ミテ指導其ノ宜シキヲ得ヘシ又才能アリ資力アリ一定ノ目的ヲ有スル者ニシテ進ンテ高等ノ学ヲ修ムルハ素ヨリ可ナリト雖一般子弟ノ為メニ努メテ着実穩健ナル志操ヲ養成シ祖先ノ遺風ヲ重シク勤儉ノ美風ト産業ヲ重シスルノ精神トヲ作興シ以テ健全ナル国民ヲ陶冶センコトヲ期セサルヘカラス

と述べ、最後に「諸子能ク此ノ意ヲ体シ徒ニ外形ノ美ヲ求メヨリモ内容ノ充実完美ヲ図リ理論ノ末ニ奔ルヨリモ躬行、範ヲ示シ斯クシテ日夜蹇々其ノ智徳ヲ修養シ自ラ其ノ職責ノ重且ツ大ナルヲ知り至誠以テ事ニ従ヒ一般父兄ト共ニ流弊ノ源ヲ防クニ努メハ庶幾クハ教育ノ良果ヲ収メ国家ノ期待スル所ニ副フコトヲ得ヘシ」と結んだ。

時の文部次官岡田良平は、同年9月29日、「今般文部大臣演説筆記ヲ以テ教育ニ関スル大体ノ方針開示相成候処右方針ニ依リ御指導相成候ニ就テハ特ニ別紙ノ事項ニ就キ御留意相成候様致度依命此段及通牒候也」⁽⁴⁾との発普第351号を各府県知事宛に発し、教育方針の徹底を期した。次官通牒まで出してひたすら「時弊」の防止に躍起になったところに、事の深刻さを窺い知ることができる。「別紙ノ事項」⁽⁵⁾とは次の通りである。

一、学生ノ風紀ニ関シテハ現ニ学校ニ於テ留意ヲ怠ラサル所ナルヘシト雖社会ノ時弊ニ顧ミテ学校職員ノ感化尚未タ十分ナラス父兄ノ監督亦周到ナラサルモノアルヲ覺ユ故ニ学校職員ヲシテ一層校規ノ振肅ニ努メシムルハ勿論実践躬行、範ヲ示シ以テ指導宜シキヲ得シメ且益々父兄トノ近接ヲ図リ学校家庭相竣テ訓育ノ本旨ヲ全カラシメラルヘキコト

二、近時学生ノ団体ニ於テ発刊スル雑誌中ニハ往々纖弱ノ文辞ヲ含ミ或ハ矯激ノ言論ヲ掲クルモノアルカ如シ雑誌ヲ刊行シテ学芸ヲ研磨スルハ可ナリト雖之カ為ニ柔弱ノ気風ヲ養成シ常軌ヲ逸スル行動ヲ助長スルカ如キ余弊ニ陥ルヘカラス故ニ雑誌刊行ノ場合ハ職員ヲシテ一層其ノ内容ヲ精査セシムルヲ要ス又学生ヲシテ課外ニ他ニ講演ヲ聴カシムルハ教育上其ノ効少カラスト雖其ノ所説高遠ニ失シ又ハ妥当ヲ欠クカ為動モスレハ学校教育ノ趣旨ニ副ハサルノミナラス却テ学生ノ偏見空想ヲ誘起スルカ如キ事例ニ乏シカラサルヲ以テ講演者ノ人選及講演ノ要旨等ニ就キテハ学校ニ於テ予メ之ニ注意シ以テ其ノ良果ヲ収メシメラルヘキコト

三、運動遊戲ハ体育上之ヲ奨励スルノ要アリト雖運動会等ニ於テ競技ニ専ラナルノ結果単ニ一部ノ学生ヲシテ運動遊戲ニ与ラシメ且往々余興等ニ濫費ヲ為シ又ハ他校トノ競技ニ課業ヲ放擲スルカ如キハ深ク之ヲ戒メラルヘク又演奏会学芸会等ニ関シテモ学生ヲシテ懦弱ノ風ニ習ハシメサル様指導セシメラルヘキコト

四、近時学校ニ於テ校規ノ制定表簿ノ調製等著シク整頓セルカ如シト雖教授ノ方法ニ至リテハ未備ラサルモノ少カラス就中中等学校ニ在リテハ主トシテ講義又ハ口演ニ依リテ教授シ動モスレハ学生ノ練習ヲ忽ニスルノ弊ニ陥リ学生ノ注意ヲ集中シテ心カヲ鍛鍊セシムルノ方法モ亦未タ到ラサルモノ

アリ是ニ於テ学生ハ教師ノ講義又ハ口演ヲ聴取スルノミニシテ教材ヲ明ニ理解シ十分ニ咀嚼スルニ至ラス随テ興味ヲ感スルコト薄シ夫レ平素学科ノ予習ヲ怠リ貴重ノ時間ヲ空費シ試験ノ際ニ及ヒテ過度ニ勉強スルノ結果終ニ心身ヲ害スル者アルカ如キハ或ハ是等ニ原因スルモノナキヲ保セス故ニ此ノ点ニ就テハ学校職員ヲシテ深ク注意セシメ広ク教材ヲ研究スルハ勿論専ラ心意開発ノ旨義ニ依リ学生ノ自発的活動ヲ惹起スルニ遺漏ナキヲ期セシメラルヘキコト

五、寄席、演劇、興行物ハ勿論出版物、絵画、俗謡其ノ他時勢ノ変遷ト俱ニ発生スル諸種ノ誘惑物ニ就キテハ学校職員ヲシテ常ニ細心注意シ苟モ不良ノ欲望ヲ挑発シテ堅実ナル思想ヲ破壊スル傾向アルモノニ対シテハ厳ニ警戒ヲ加ヘ以テ学生ヲシテ悪習ニ感染セシメサラシコトヲ努メ善良ナル運動遊戲ノ奨励、科害ノ読書ニ適スル書冊ノ選定其ノ他学校園ノ経営等指導ノ機会ヲ学校事業ノ中ニ求メテ以テ善良ナル習慣ト高尚ナル趣味トヲ養成センコトヲ期セシメラルヘキコト

六、近時青年子弟中一家ノ事情ヲ顧ミス漫然中等以上ノ学校ニ入学セントシ終ニ其ノ将来ヲ誤ルモノ少カラス是レ主トシテ教師及父兄カ適切ナル指導ヲ与ヘサルニ由ル故ニ学校ハ能ク父兄ノ希望ト其ノ一家ノ事情トヲ知悉スルコトヲ努メ又父兄ヲシテ学校ノ事情ニ通曉セシムル方法ヲ講シ子弟ヲシテ着実ナル志望ヲ懷カシメ地方ノ産業ヲ重シテ之カ発達ヲ企図スルノ気風ヲ養成スルコトニ注意セシメラルヘキコト

七、小学校児童ヲシテ教育勅語ノ趣旨ヲ奉体実践セシムル方法ニ関スル明治四十年九月未発普第三四三号通牒ノ趣旨ハ其ノ他ノ学校ニ於テモ十分参考ニ供シ学生ノ思想ト感情発達ノ程度トニ応シテ相当ノ方法ヲ講シ以テ我カ教育ノ大本ヲ体認セシメラルヘキコト

八、明治十四年文部省達第十九号ハ小学校以外ノ学校ニ於テモ職員ノ心得トナサシメラルヘキコト

このように日露戦争後、文部省首脳はしきりに訓令・通牒などを発し、風俗改良・時弊の打開をめざしたが、それでも目立った成果を挙げ得なかった。成果を挙げ得なかったからこそ、上からの指令が何度も繰り返されたのである。つまり、施策とは逆に「時弊」はむしろ拡散の方向に進んでいた。そこでこの深刻化する「時弊」を治めるには、一文部省以上の力を必要とした。内務省も治安及び国運発展の立場から国民教化・国民統合のいわゆる教育問題に、地方局を中心に積極的に取り組み、多様な施策を展開した。成人や青年層を主たる対象とした社会教育の組織化とその推進は、文部省よりもむしろ内務省の方が有力であった。全国の地方官を掌握していた内務省の権限は絶大であった。文部省が「時弊」対策に苦慮している時、内務省は最高の権力者天皇の権威を借りてこの難問に決着をつけようとした。それが明治41年10月13日に渙発された戊申詔書である。その全文は次の通りである⁽⁶⁾。

朕惟フニ方今人文日ク就リ月ニ将ミ東西相倚リ彼此相済シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々交ヲ修メ友義ヲ惇シ列国ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ発展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自疆息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運発展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

御 名 御 璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣 侯爵 桂 太郎

従来この「詔書」は、その重要性にもかかわらず、成立の経緯や奉体の実態についてはほとんど論及されていない。そこで、つぎにそれらの点について考察してみよう。

2. 「詔書」成立の経緯と意味

明治41(1908)年7月、第1次西園寺内閣の後を承けて第2次桂内閣が成立した。その際、桂首相は対議会方針、条約改正、鉄道経営、拓殖、外交、内務、財務、軍備、教育、経済、司法、通信の12項目に渉る長文の「政綱」を草し、閣僚の同意を得て上奏、裁可を経てこれを世に公表したが、「内務」について

今や経済の変遷時代に属し、器械工業の発展と競争の激甚とは貧富の懸隔をして益々甚からしめ、従て社会の間に乖離反動を促し、輒もすれば安寧を危害せんとするに至るは、欧米の歴史に徴して寔に已むことを得ざる理数なり。彼の社会主義の如き今日は尚ほ纖々たる一縷の烟に過ぎずと雖も、若し捨てゝ顧みず他日燎原の勢を為すに至ては臍を噬むも腹た将に及はざらんとす。故に教育に因り国民の道義を養ふは言を待たず、其の産業を助て恒心を維持し、職業を与え浮浪を防ぎ、疾病老孤を救て流離に至らざらしむる等、所謂社会政策を講して予め禍源を防くと同時に、社会主義に係る出版・集会等を抑制して其の蔓延を禦くべき也⁽⁷⁾。

と、社会主義思想対策を第1の内政課題とした。戊申詔書の渙発は、まさに第2次桂内閣の内政における最重要課題の有力な解決策であった。従って、その制定作業は文部省ではなく内務省で行われ、詔書案は平田内相から閣議に提出された。その時の様子を海軍相の齊藤実はこう記している⁽⁸⁾。

戊申詔書ニ関シテ

平田内務ハ当時民心ニ社会主義ノ根底顕著ナラントスルヲ憂ヒ、豫テ二三別懇ノ閣員及桂首相ト懇談シツ、アリシガ、遂ニ詔書案ヲ具シテ閣議ニ提出セリ。小村外相ト予は至尊ヲ煩ハシ奉ルヲ恐レ不必要ノ意見ヲ陳ベタルモ、平田内相ハ其恐多キハ之ヲ知ル、然レドモ世態ハ非常ニ悪化シテ至尊ノ御威光ノ外ニハ一モ便ルベキモノナキヲ思ハシムルニ至レリト、泣カン計リニ訴ヘテ同意ヲ求ムルアリテ一致スルヲ得タリ(以下略)

齊藤のいう詔書案が閣議に提出されたのは明治41年10月12日であって、内閣野紙に墨書されている⁽⁹⁾。本文に対する修訂等はなく、詔書案がそのまま承認された様子が知られる。副書は内閣総理大臣となっている。日付は明治四十一年十月十三日となっているが、その漢数字の部分は朱書されている。これは前年(1907)2月の「公式令」(勅令第6号)「第一条 皇室ノ大事ヲ宣詔シ及大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣詔スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス 詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ関スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣総理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大権ノ施行ニ関スルモノニハ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副

署ス⁽¹⁰⁾」によったものである。小村外相、齊藤海軍相より渙発に異論があったにもかかわらず、原案がそのまま閣議を通過し翌日発布されたことは、桂内閣の内務の「政綱」の実現がいかに急務であったかを物語っている。

閣議に提出された詔書案は、一体どこで作成されたのだろうか。未だそのことを直接知る史料は見当たらないが、内務省の中枢部で起案されたことは確かである。当時、内政の要である内務省には優秀な官僚がそろっていた。『井上明府遺稿』の「故井上友一君断片伝」には、

当時内務大臣には平田東助子あり、内務次官には一木喜徳郎博士あり、地方局長には床次竹二郎氏あり、君は其の下に在て府県課長の地位に在り、之を助くるに市町村課長たる中川望氏を以てし、感化救済の事業に関しては、留岡幸助氏の協議に与られるあり、文案編纂の方面に関しては、不肖（近江匡男 筆者注）幸に其の事に当れるあり。大臣の訓令一省の通牒、概ね君（井上友一 筆者注）の手に提案せられ、君と相並びて内務省の双壁と称せられし水野鍊太郎博士、亦常に君の計画を助けて、其の事を玉成せしむるに勉めたり⁽¹¹⁾。

と記されている。この「断片伝」は信憑性があるので、当時内務省の双壁といわれた井上友一・水野鍊太郎らの間で詔書案の作成が行われたと考えられる。戊申詔書が渙発された前年の明治40年、内務省地方局は『^{三十七}_八年地方経営大観』を発行した。それは全8章から成っているが、その第8章は「勤儉力行の淬励」となっており、あまり多用されない「淬励」という語が使用されている。そして、その語は翌年の戊申詔書にも「淬礪ノ誠ヲ輸サバ」という形で生かされている。また、戊申詔書は俗に「勤儉の詔書」などとも呼ばれた。こうした事柄を集約・総合して勘考すれば、地方局府県課長井上友一が草案者の中心的人物としてクローズ・アップされる。彼はそれだけの力のある優秀な官僚であった。かつて西園寺文相は、教育勅語よりもっとリベラルな「第二の勅語」を下そうと企図したが⁽¹²⁾、内務省内で起案され渙発された戊申詔書は、およそそのような性質のものではなく、階級対立や社会主義思想の広がり背景にその收拾を意図して、国民の日常生活のあり方までも訴えたものであった。

かくして、戊申詔書はその本質において治安対策的性格をもっていたが、同時に帝国主義国家としての経済発展という要請も内在していた。内務次官として当然戊申詔書の制定作業に参画した一木喜徳郎は大日本報徳社の講演において、

今日の世の中に於て、最も必要であり、又最も進歩して居るのは経済の発展であります。国家は大に茲に力を尽して往かなければ、国と国との間の競争に於て国家の進運を維持して往くことは到底出来ないのであります。随て今日の道徳は、経済界の発展と衝突することなく、相容るべきものでなければならぬのであります。昔は金銭とか、利益とかいふことをいふのは、卑しむべきこととなつてをったのであります。併し今日の世の中で斯ういふ事を道徳の標準としましたならば、社会と相容れないものであるといはなければなりません。（中略）無欲といふことのみを奨励して、欲を全く捨てさせることは宜い様でありますけれども、今日の時勢には適当した道徳とはいはれないのであります。斯ういふ風に経済界の状態が漸次変つて来るに従つて、是に適合する所の道徳も、又発達して行かなければならぬのであります。（中略）そこで斯ういふ時勢に適応する所の道徳の

標準がどうしても出来て来なければならぬのであります。(中略)で斯様な今日の経済状態と道德状態と相適合して居る所の道德標準は何んであるかと申しますならば、即ち戊申詔書であると信ずるのであります。戊申詔書を拝読しますれば、世界の文明に伴ふて、列国と共に此文明の恵沢に浴して行かなければならんといふことを第一に仰られて居ります。今日益々進歩した所の學術を利用して、世界列国は、競ふて其経済上の發展を遂げて居る如く、我邦も其経済上の競争に一步も譲らん様にして行かなければならぬのであります⁽¹³⁾。(以下略)

と述べ、「経済界の發展と相伴ふて、今日の時勢に最も適切なる所の道德の標準は戊申詔書⁽¹⁴⁾」であることを明らかにした。そして、そのような道德の重要なものとして彼は、勤勞と推譲を主張する。勤勞について彼はこう述べている。「己れの職業を尊ばない人が寄合つて居るのでは、国家として大なる發展を遂げることは六ヶしいのでありますから、今日の経済社会の發達に伴ふ所の道德の一つの原則として、先づ第一に自己の職業を尊び、職業に忠実にすることがなければならぬと思ふ。自己の職業に忠実ならば、自ら其職業に努むる事になるのです。此原則が我が日本国民として実行が出来なかったならば、欧米の列強と競争して、是に打勝つことは出来ないのであります⁽¹⁵⁾。」

勤勞が国家の發展にとって不可欠な道德ならば、推譲もまたそうであつた。彼は「世の中の経済上に就て、種々の階級の間に利益の衝突が起つて、互に相奪ひ合ふことになれば、単り国家の發展を遂げることが出来ないのみならず、忽ち国家の治安を乱すに至らんとはいはれないのであります。斯様な衝突を調和して行きます所の道德が、即ち今後国家の發展を遂げて行くに最も必要なる道德であります。其の道德が即ち推譲であります。(中略)総ての職業に従事するものは、此精神を以て、己れの職業を行つて行くならば、此世の中に衝突なく、総てのものが、等しく円満に發達して行くことが出来総ての階級が円満に發展して、国家は健全なる發達が出来るのであります⁽¹⁶⁾。」と階級融和との関係において、その国家的意義を強調した。

3. 戊申詔書の公称化と捧読会

戊申詔書は以上のような経緯と意味をもつて發布されたのであるが、その時点では単に「詔書」(官報)であつて、「戊申詔書」という名称はなかつた。公的意味において「戊申詔書」と呼称するようになったのは、同年11月6日、内務省地方局長床次竹二郎より各府県知事宛に発せられた地発第156号通牒以後のことであつた。地発第156号とは「本年十月十三日煥発ノ 詔書ハ本省ニ於テハ戊申詔書ト称ヘ他ト區別スルコトニ相成候條右御含相成度此段及通牒候也⁽¹⁷⁾」というものであつた。すなわち、戊申詔書とは發布年の干支の戊申(つちのえさる)にちなんでつけられた名称であつて、しかもそれは「他ト區別スル」特別な文書として扱われた。かくして、戊申詔書という名称は内務行政ルートを通じて全国に通達され、広く一般に公用語として定着するに至つた。

ところで、戊申詔書は全文305字からなり、その字数は教育勅語(315字)とほぼ同数であつて、内容は、まず前段において日露戦争の勝利によってわが国がますます極東において重要な地位を占めるようになったことを述べ、今後さらに国運を發展させるためには「上下心ヲ一ニシテ忠実業ニ服シ勤

儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自疆息マサル」ことが緊要であるとし、勤儉を基軸とする道德の振興を強調した。そして後段において、このような国民の道德は「我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓」であり、「我カ光輝アル国史ノ成跡」であって、これを実現することが「国運発展ノ本」であることを教示している。

やがて戊申詔書と公称された「詔書」が発布された翌14日から3日間、地方官会議が開催された。その際、平田内相は「聖旨を奉体し、国運の発展を図るの途は、民力の涵養と風紀の振興とに在⁽¹⁸⁾」ることを訓示するとともに、詔書謄本を地方官に配布した⁽¹⁹⁾。その後、内務省地方局において詔書謄本の受注が行われたが、それは事務処理上府県ごとに取りまとめる方式でなされた。埼玉県では10月22日、町村役場 372、県立学校 6、小学校 510、その他の学校 19、警察署 26、教習所 1、感化院 1、農事試験場 2、測候所 1、蚕病予防事務所 7、合計 945、県備分 15、合計 960 部を注文した⁽²⁰⁾。配布に当たっては、県庁・郡役所・市役所・師範学校等がまず優先された。

「詔書」が換発されてからちょうど10日後の10月23日、小松原文相は文部省直轄学校長等に対して、

本月十三日ヲ以テ一般臣民ニ対シ優渥ナル詔書ヲ下シ給フ

教旨ノ教育ニ関係スル所重且大ナリ職員一同

聖意ヲ奉体シ躬行実践以テ子弟ヲ訓育シクク詔書ノ

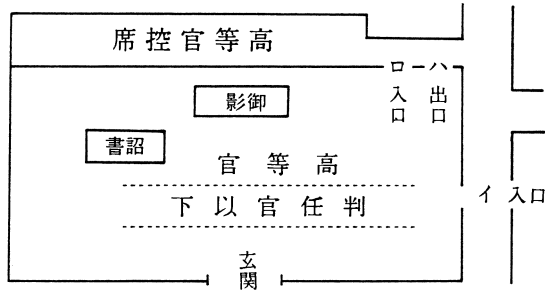
御趣旨ニ副ヒ奉ランコトヲ努ムヘシ⁽²¹⁾

と訓令し、その奉体を求めた。同日、文相は同じ趣旨の訓令を北海道庁長官・府県知事にも発した。以後、県・郡を皮切りに各種団体の主催のもとに盛んに詔書捧読式が行われた。その様子を具体的に見てみよう。

埼玉県では、明治41年10月26日午前9時より最初の詔書捧読式を行った。参列者は各高等官、各課長、浦和蚕病予防事務所長、県立学校長、北足立郡長、浦和分場長、浦和警察署長、埼玉学園学監、浦和工区長、赤十字社支部常務幹事、県農会幹事等であって、式にはフロックコートもしくは羽織袴を着用（制服ある場合は制服着用）させた。詔書捧読式の順序及び式場設定は次の通りであった⁽²²⁾。

詔書捧読式順序

- 一 式場ハ県会議場トス
- 一 控席 高等官ハ議長室判任以下ハ議員控室トス
- 一 午前八時五十分ヲ期シ各員ハ官房主事ノ先導ニ依リ別図ノ「イ」印入口ヨリ式場ニ入り敬礼シテ整列ス
- 一 次テ知事以下高等官「ロ」印入口ヨリ式場ニ列ス
- 一 知事ハ 御影ヲ拝シ右側ノ捧読席ニ就ク
- 一 一同敬礼知事ハ 詔書ヲ捧読シ了テ一同敬礼ス
- 一 知事ノ訓示アリ了テ知事ハ御影ヲ拝シ退出ス
- 一 高等官以下順次礼拝シテ「ハ」印出口ヨリ退出ス
- 一 官房主事ハ 御影並ニ 詔書ヲ収ム



その翌10月27日、県知事は訓令第58号を発し、「今般優渥ナル／聖詔ヲ下シ一般臣民ヲシテ方今ノ世局ニ処シ操守スヘキ儀範ヲ示シタマフ洵ニ恐懼感激ノ至リニ禁ヘス職司ニ在ル者／聖旨ヲ奉体シテ各其ノ職ニ従ヒ克ク詔書ノ御趣旨ニ副ヒ奉ランコトヲ努メラルヘシ⁽²³⁾」と諭し、同日、各郡長に詔書謄本を交付した。その翌日には師範学校に交付した。北足立郡では謄本の交付を待たず10月24日、当庁吏員一同を招集して詔書捧読式を挙げ、「聖旨ニ対スル各自ノ心得ニ付篤ク訓示⁽²⁴⁾」した。南埼玉郡では天長節の11月3日、児玉郡では11月7日に、他の郡も同様に捧読式を行い、聖旨の普及徹底を図った。

群馬県では、明治41年10月19日、県庁吏員および郡市長・県立学校長を県庁に招集して捧読式を行い、県知事は、「一般ニ厚ク御趣旨ノアル処ヲ奉体シ、実践スベシ⁽²⁵⁾」と訓示している。以後、各郡ごとに町村長・小学校長を招集して捧読会が行われた。

このような知事及び郡長主催の詔書捧読式は、当時、全国的に開催された。「二宮先生の教へは最も今日の時勢に適切なる教へ⁽²⁶⁾」として内務官僚に支持された報徳会は、内務官僚と一体となって盛大に詔書捧読会や講演会を開催し、その内容を機関紙『斯民』に掲載するとともに、「時報」に地方における詔書捧読会・講演会の様子を広く世に紹介し、詔書普及に重要な役割を果たした。すでに述べたように、戊申詔書はもともと内務省の発案であったから、内務省は総力をあげて詔書の普及に努めたのである。それはあらゆる機会をとらえて行われた。詔書渙発の最高責任者平田東助は自らその先頭に立った。すなわち、明治41年(1808)年11月、大観艦式(舞鶴)及び陸軍大演習(奈良)に陛下に供奉して西下した折、いずれも戊申詔書に関してその趣旨を訓諭した。それらの内容は平田東助述『自疆瑣談』(明治44年)に収められているが、三重県阿山郡青年団総会での演説は、詔書捧読から始まった本格的な戊申詔書演説会であった。平田内相自らの詔書捧読会といってよい。林市蔵三重県知事は、「此の訓諭は独り阿山郡青年団のみならず之を県下に周知せしめむと欲し大臣の許可を受け其の筆記を梓し上して普く之を頒ち以て聖旨に副ひ奉らむことを期⁽²⁷⁾」した。これは活版刷り本文15頁で冒頭には菊紋章を配した戊申詔書の全文が裏表2本の罫線に囲まれて掲載されている。前記林三重県知事の言葉は、そのはしがきの一節である。表紙には縦2行立てで「戊申詔書」と記されている。本書は三重県下だけでなく、「本県阿山郡青年団総会ニ於テ内務大臣ハ戊申詔書ニ関シ演説相成候ニ付該筆記一部為御参考及送付候也⁽²⁸⁾」(地第1748号の2)として、同年12月28日、全国各府県知事に頒布した。

さらに、同年12月13日には大日本産業組合中央会・報徳会・勸業協会の3会協同で戊申詔書捧読講演会を開催したが、その際、平田内相は大日本産業組合中央会々頭として、「戊申詔書と国運の発展」について講演した。その内容は早速、『新民』（第2編第12号、明治42年1月7日）を通じて広く世に紹介された。3会協同のこの詔書捧読講演会には、大浦兼武農商相も産業組合名誉会員として、「戊申詔書と商工道德⁽²⁹⁾」について、小松原文相も産業組合副会頭として「生産組合と報徳主義⁽³⁰⁾」について講演した。明治42（1909）年10月13日3会（大日本産業組合中央会・大日本農会・中央報徳会）連合による戊申詔書発布1周年記念講演会が開催された際にも、平田内相は大日本産業組合中央会々頭として出席し、1周年の所感を表明した⁽³¹⁾。

ここに明らかなように、戊申詔書の強力な支持・推進母体は、内務官僚が中枢に参画する有力な経済的団体であって、詔書の奉体には内務・文部のほか農商務省も参画した。帝国主義国家の形成という新たな歴史的段階を迎えて、道德と経済との調和を図ることが国家の発展にとって不可欠であり、その実現を可能にする新しい道德標準が戊申詔書であるとすれば、その奉体は内務ないし文部1省の問題ではなく、農商務省をも含めた3省共通の行政問題となる。また、ここで要請される道德は国家経済の発展との関係においてであるから、奉体の主たる対象は子どもよりも大人及び青年であった。詔書捧読式が内務行政のルートを通じて公的機関に所属する人びとを主たる対象として行われたことを見れば明らかである。教育勅語は小学校段階から授けられたのに対して、戊申詔書が教材にとり上げられたのは中等学校の修身科においてであり、その「暗誦暗写」が要請された。

師範学校本科第1部の男生徒の場合、第1学年から第3学年まで毎週1、2時間「勅語全文＝就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシ」め、第2学年では「戊申詔書」の項目を特設して「詔書ノ全文＝就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシムヘシ⁽³²⁾」と規定した。

中学校では第1学年だけ勅語の述義と暗誦暗写を掲げ、戊申詔書は第4、5学年で「全文＝就キテ述義シ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ⁽³³⁾」とし、高等女学校では、第1、2学年で勅語の述義と暗誦暗写、第3、4学年で戊申詔書の述義をそれぞれ割り当てていた⁽³⁴⁾。教育勅語の「暗誦暗写」が中等学校で必須とされたのは、この時以来である。

戊申詔書の主たる対象が大人や青年層であったとしても、小学校児童が全くそれと無関係であったわけではない。朝礼の際聖旨を敷衍訓諭したり、捧読式を挙行したり、尋常科5、6年生に読み方を授け、高等科生には暗誦を課したりした⁽³⁵⁾。こうした例は地方改良運動を積極的に推進した、いわゆる模範村の小学校に多く見られる。しかし、政府及び地方行政機関、経済団体、青年団体による強力な戊申詔書の普及努力にもかかわらず、その国民への浸透度は低調を極めたようであって、大正2（1913）年の「各連隊区管内民情風俗思想界ノ現状」調査には、高田連隊の場合、高等小学校卒業生1,343名中「戊申詔書ノ意義ヲ略解シ略之レヲ口唱シ得タルモノ答解者只一人アリシノミ⁽³⁶⁾」という状況であった。

たしかに、戊申詔書そのものの解釈や暗誦暗写といった立場から「詔書」徹底の度合を見れば、何とも心細い限りであるが、日露戦争後の教育事業は基本的には地方改良運動の一環をなし、戊申詔書がその運動の思想的基盤ないし支柱をなしたことを考えると、それが国民教化・国民統合に果たした役

割は過少に評価してはならないだろう。

4. 法的性格と人間像—むすびにかえて—

内務省の指示により戊申詔書と呼称された明治41年の「詔書」は、文字通り詔書としての形式にしたがい、勅語とは区別されている。前年に制定された「公式例」(これによってはじめて詔書・勅書の形式が定まる)によれば、「皇室ノ大事ヲ宣詔シ及大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣詔スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス⁽³⁷⁾」と規定されていたから、戊申詔書はまさしく天皇の「大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣詔スル」ものとして発布された。だから、明治23年の教育勅語が「御名御璽」のみで大臣の副署がなく、立法的には天皇個人の国民(臣民)への直接的意思の表明として下されたのに対し、戊申詔書には「内閣総理大臣 侯爵 桂太郎」の副署があり、公文書として天皇の政治的意思表示＝国務行為としての性格を明示した。同様なことは、大正12(1923)年の「国民精神作興ニ関スル詔書」(総理大臣以下全国務大臣副署)にも認められる。要するに、教育勅語は国民(臣民)教化の大本として、その非政治性において普遍的に遵奉しつつ、社会情勢の変化に対しては適宜「詔書」によって教育勅語体制を政治的・限定的に補修補強しようというわけである。戊申詔書は、まさにその好例といえよう。

ところで、日露戦争は外面的には日本を“一等国”の地位へひき上げた。しかし、その陰に社会的矛盾が激化し、政府はその対策に神経質にならざるを得なかった。伝染病のように恐れた社会主義に対しては、とくにそうであった。また、都市を中心に資本主義が発達した結果、精神主義より物質主義が優勢となり、国民の道徳的頹廃を惹起し、それが一大社会問題に発展した。ここに至って国民統合のイデオロギーとして教育勅語一本では不十分となり、帝国主義的経済発展に適合するもう一本の民心統合の規範を必要とした。その際の基本的モチーフは「経済と道徳との調和」であって、それを具現したものが他ならぬ戊申詔書であった。これは恩賜財団済生会の設立による社会救済と表裏をなすものであって、ここに日本型社会政策の特質(天皇の威光を仮借)を見ることができる。

なお、橋川文三氏は『昭和維新試論』(朝日新聞社刊)の中で「戊申詔書」について、「この詔書くらい、帝王としての威厳と雄大な氣宇を欠如し、なんだか卑俗な学校教師、企業経営者の説教口調のようなものが目立つものは外にない。(中略)「軍人勅諭」や「教育勅語」に見られた高邁と瀟灑、剛毅と率直の風にかわって、この詔書にあらわれているものはむしろどこか威信の喪失を自覚したものの空疎な訓戒の姿勢だけのように思われる。それは、たんに詔書の文体からして調子が低いというだけでなく、その論旨そのものがどこにあるのか、一読しただけでは通じにくいようないんこもった書き方にもあらわれている⁽³⁸⁾。」ときびしい見方をしている。こうした見方はひとり橋川氏のみではなく、この詔書の読者に共通した心情と見てよいだろう。国運発展についての考え方にも高邁なビジョンは見られない。忠実服業、勤儉治産、惟信惟義、醇厚成俗、去華就実、荒怠相誡、自彊不息という7つの徳目に表現される人間像は、およそ革新的・創造的・都市的人間ではなく、二宮尊徳に代表される近世農民の人間像であり、その生活倫理の国家的保障であったといえよう。

（注）

- (1) 明治38年10月18日の文部省訓令第3号、『明治以降教育制度発達史』第5巻 5～7頁
- (2) 明治39年6月9日の文部省訓令第1号，前同書，同巻7～8頁
- (3) 「明治四十一年八月十四日
文部省夏期講習会ニ於ケル小松原文部大臣ノ演説概要筆記」（活版）『埼玉県行政文書』明治41年 学務部
明3346所収
- (4) (3)に同じ（活版刷4枚）
- (5) (3)に同じ
- (6) 『明治以降教育制度発達史』第5巻 8～9頁
- (7) 徳富蘇峰編著『公爵桂太郎伝』坤巻，348～349頁
- (8) 財団法人斎藤子爵記念会編『子爵斎藤実伝』第2巻，87頁
- (9) 国立公文書館蔵『公文類聚』第32編，巻1，政綱門，詔勅所収
- (10) 前同書，第32編，巻1，皇室門，内廷所収
- (11) 近江匡男編『井上明府遺稿』26頁
- (12) 小泉策太郎筆記
木村毅編『西園寺公望自伝』117頁
- (13) 一木喜徳郎「知識と道德」『斯民』第5編第3号（明治45年5月7日）所収，同書9～10頁（ルビ略す）
- (14) 前同書，同編同巻，10頁
- (15) 前同書，同編同巻，12～13頁
- (16) 前同書，同編同巻，14頁
- (17) 『埼玉県行政文書』明治41年，官房部，明2004所収
- (18) 大霞会編『内務省史』第4巻，356頁
- (19) このことは，明治41年10月20日に内務省地方局長床次竹二郎より知事宛に出された地発第141号通達によつて知られる。「御会同之際大臣ヨリ配付相成候詔書謄本逐々注文之向モ有之……」（コンニャク版）『埼玉県行政文書』明治41年，官房部，明2004所収
- (20) (19)に同じ
- (21) 『明治以降教育制度発達史』第5巻，9頁
- (22) (19)に同じ
- (23) (13)に同じ
- (24) (13)に同じ
- (25) 『群馬県庁所蔵文書』「明治四十二年 雑事地方・知事官房」ウー51所収 「戊申詔書ノ件ニ付回答按地方局長宛」
- (26) 一木喜徳郎「知識と道德」『斯民』第5編第3号（明治43年5月7日）同書14頁
- (27) 『埼玉県行政文書』明治42年，県治部，明2249所収 「戊申詔書 内務大臣の演説」のはしがき
- (28) (27)に同じ
- (29) 『斯民』第2編第12号，7～10頁
- (30) 『斯民』第2編第12号，10～15頁
- (31) 『斯民』第4編第10号（明治42年11月3日）5～9頁
- (32) 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』294～295頁

- (33) 『^{明治}_{以降}教育制度発達史』 第5巻, 155頁
- (34) 前同書, 同巻, 292~293頁
- (35) 埼玉県八潮市『八潮の地方改良運動史料』史料52「戊申詔書奉体=関スル報告書」(明治41年12月16日)同書133頁, なお, 南埼玉郡潮止村は, 明治44年11月, 内務省より優良町村として選奨された。
- (36) 石田雄著『明治政治思想史研究』 213頁
- (37) 『法令彙纂』第1編, 第3章所収, 同書16頁
- (38) 橋川文三著『昭和維新試論』 103~104頁